

答 申 書
(答申第2号)
平成10年9月8日

1 審査会の結論

臨時職員の任用に係る決定書、臨時職員の出勤簿及び賃金の支払に関する支出負担行為兼支出命令書（内訳書を含む。）中の次の部分を非開示としたことは、妥当である。

- (1) 臨時職員の任用に係る決定書中の次の部分
 - ア 臨時職員の年齢及び給与日額並びに所要額
 - イ 添付されている履歴書、住民票及び賃金調
- (2) 臨時職員の出勤簿中の臨時職員が出勤しなかったことを示す情報
- (3) 賃金の支払に関する支出負担行為兼支出命令書（内訳書を含む。）中の次の部分
 - ア 債権者が1名である場合の総支給額、兼支出命令額、控除額及び控除内訳
 - イ 内訳書中の個々の臨時職員の日額、支給額、時間外及び休日給、総支給額、控除額の計及び内訳、差引現金支給額並びに事業主負担分の計及び内訳
 - ウ 内訳書中の「計」欄のうち、容易に個々の臨時職員の日額、支給額、時間外及び休日給、総支給額、控除額の計若しくは内訳、差引現金支給額又は事業主負担分の計若しくは内訳を識別し得る情報
 - エ 職員個人の賃金振込先金融機関の名称、預金種別及び口座番号

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案における審議について
 - ア 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）について
本件公文書は、〇〇土木現業所〇〇出張所及び〇〇土木現業所〇〇出張所における臨時職員の任用に係る決定書（以下「任用決定書」という。）、臨時職員の出勤簿（以下「出勤簿」という。）及び賃金の支払に関する支出負担行為兼支出命令書（内訳書を含む。以下「支出命令書」という。）であり、それぞれ次の事項が記録されている。
また、任用決定書には、採用する者に係る履歴書、住民票及び賃金調が添付されている。
 - (ア) 任用決定書
臨時職員の氏名、年齢、任用期間、勤務箇所、給与日額及び所要額等
 - (イ) 出勤簿
臨時職員の氏名、臨時職員が出勤又は出勤しなかったことを示す情報等
 - (ウ) 支出命令書
予算種別、支払希望年月日、総支給額、兼支出命令額、控除額及び控除内訳、債権者氏名、賃金振込先金融機関の名称、預金種別及び口座番号並びに個々の臨時職

員及びその合計の日額、支給額、時間外及び休日給、総支給額、控除額の計及び内訳、差引現金支給額並びに事業主負担分の計等

イ 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書に北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「改正後の条例」という。）による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項本文及び第9条第2項第5号に規定する非開示情報が記録されているとして、本件公文書の非開示決定（以下「本件原処分」という。）を行ったが、その後、本件公文書に記録されている情報のうち次の部分（以下「本件非開示情報」という。）を除く部分の開示の決定（以下「本件追加処分」という。）を行っている。

(ア) 任用決定書中の次の部分

- a 臨時職員の年齢及び給与日額並びに所要額
- b 添付されている履歴書、住民票及び賃金調

(イ) 出勤簿中の臨時職員が出勤しなかったことを示す情報

(ウ) 支出命令書中の次の部分

- a 債権者が1名である場合の総支給額、兼支出命令額、控除額及び控除内訳
- b 内訳書中の個々の臨時職員の日額、支給額、時間外及び休日給、総支給額、控除額の計及び内訳、差引現金支給額並びに事業主負担分の計及び内訳
- c 内訳書中の「計」欄のうち、容易に個々の臨時職員の日額、支給額、時間外及び休日給、総支給額、控除額の計若しくは内訳、差引現金支給額又は事業主負担分の計若しくは内訳を識別し得る情報
- d 職員個人の賃金振込先金融機関の名称、預金種別及び口座番号

異議申立人は、本件原処分の取消しを求めているが、本件追加処分により本件非開示情報を除く部分については後発的に処分の取消しを求める利益がなくなっていることから、この部分については審査会の判断を要しないものと判断する。

また、実施機関は、本件非開示情報に係る部分の非開示処分の妥当性について、改正前の条例第9条第2項第5号に該当するとする主張は行わないとしていることから、本審査会においては、本件非開示情報に係る部分が改正前の条例第8条第1項本文に該当するかどうかについて審議する。

(2) 改正前の条例第8条第1項本文の該当性について

ア 改正前の条例第8条第1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

イ 公務員の職務の遂行に係る情報は、通常、これが公表されても社会通念上公務員個人のプライバシーを侵害するとは考えられないことから、本項本文の非開示情報には該当しないものとする。しかしながら、経歴、所得等公務員個人の生活にかかわる情報であって、これを開示すると、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合

には、本項本文の非開示情報に該当するものとする。

本件非開示情報のうち、給与日額等給与支給額が明らかになる情報については臨時職員の所得に関する情報であり、臨時職員の履歴書、賃金調等については当該職員の経歴に関する情報である。また、臨時職員の年齢、出勤簿中の出勤しなかったことを示す情報及び賃金の振込先金融機関の名称等についても個人の生活にかかわる情報に該当すると認められることから、本件非開示情報は、いずれも本項本文に規定する非開示情報に該当するものとする。

なお、改正後の条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件処分に係る異議申立てに係る異議申立てについての処理経過は、次のとおりである。

なお、改正後の条例の施行に伴い、平成10年4月1日付けで、審査会の名称が北海道公文書開示審査会から北海道情報公開審査会に変更された。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年1月27日	○ 諮問書の受理
平成10年2月16日 (第78回審査会)	○ 実施機関から関係資料の提出 ○ 実施機関から本件処分の理由等について説明 ○ 審議
平成10年3月16日 (第79回審査会)	○ 異議申立人による意見陳述 ○ 審議
平成10年6月1日 (第1回審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成10年6月26日 (第二部会)	○ 実施機関による説明 ○ 審議
平成10年7月16日 (第二部会)	○ 審議
平成10年8月28日	○ 答申案の審議

(第二部会)	
平成10年9月1日 (第4回審査会)	○ 答申案の審議
平成10年9月8日	○ 答申